平成２８年（フ）第５９号
新潟県長岡市下々条町2476番地24
破産者　長島　利明
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第７８号
新潟県柏崎市四谷１丁目７番24号、前住所新潟県柏崎市四谷１丁目８番32号
破産者　長谷川澄雄
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
新潟県長岡市与板町本与板2431番地１
破産者　松井　隆夫
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
長野県飯田市江戸町２丁目291番地14
破産者　宮澤　弘美
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第４９号
長野県飯田市江戸町２丁目291番地14
破産者　宮澤　洋次
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１９７号
愛知県一宮市浅井町西浅井1079番地
破産者　鈴木　隆司
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２１４号
愛知県一宮市大和町馬引字郷戊亥2203番地３
破産者　早川　雅士（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１０６号
愛知県豊橋市立花町14番地
破産者　マルショウ豊橋店こと　岩崎　純夫
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１号
滋賀県蒲生郡日野町大字村井990番地６
破産者　瀬川　保子
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１１３号
滋賀県東近江市宮川町688番地339、開始決定時の住所滋賀県東近江市蒲生堂町328番地469
破産者　井村喜久雄
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第４０１号
広島市安芸区畑賀２丁目21番37―10号
破産者　アルルこと　本永　　誠
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６８号
茨城県守谷市大柏1117番地
破産者　宮崎　るみ
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第８５４号
札幌市白石区菊水元町６条３丁目１番12号エクセレンス63―101号
破産者　中川　好子（旧姓長場）
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２号
青森県三戸郡三戸町大字同心町字上川原71番地７
破産者　石井　孝行
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２１６号
岩手県北上市町分２地割566番地　ローズ・コートＡ－２
破産者　松木　昌宏
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３２号
秋田市新屋表町14番18号、開始決定時の住所秋田市山王１丁目12番28号　黒川ビル303
破産者　大谷　　直
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１２号
秋田市新屋寿町８番69号
破産者　宮田　信正
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２６号
福島県双葉郡広野町大字下北迫字東町205―１―Ａ217、住民票上の住所秋田市泉馬場15番18号　イズムⅡ102
破産者　眞壁　光夫
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７号
山形県鶴岡市湯温海字湯之里143番地14
破産者　齋藤　初枝
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部